船橋市空家等対策計画(素案)に対する意見募集の結果について

○募集期間:令和3年10月1日(金)から10月31日(日)まで

○提出人数:2人(持参1人、郵送1人)

○意見総数:2件

※御意見については、原則として原文のまま掲載していますが、主旨が変わらない範囲で、一部表現を調整しているものがあります。

番号		由の女々方 コー
	意見の概要	市の考え方
1	当自治会においては、町内住民	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	の皆様が、安全・安心な生活が過	対応をいただきありがとうござ
	ごせるようにしたいと常日頃考	います。
	慮しています。	市では、空家等が管理不全の状
	特に、空き家については、雑草	態であると認められる場合、空家
	除去・樹木伐採等の問題点が多	等対策の推進に関する特別措置
	く、空き家の管理者を把握してい	法に基づき、固定資産税課税情報
	れば、所在地の班長が連絡してい	を調査し、その宛名情報をもとに
	ます。	所有者等による適切な管理を促
	また、空き家については、施設	しております。
	入居・家庭事情等あると思います	
	が、市民税・固定資産税等で掌握	
	出来るのではと思います。	
	それでも問題点が有れば、自治	
	会として市役所へ相談する対応	
	をして行きます。	
	空き家問題は国の政策が引き	新たな船橋市空家等対策計画
	起こした面が大きいと思います。	においても、引き続き国・県との
	①国が空き家に関する法律を作	連携を図り、空家等に関する施策
2	り、また改めること	を実施してまいります。
	②長持ちする住宅素材の開発	
	③デジタルネットワークによる	
	情報の共有・交換	
	④廃材を安全に、地球環境に配慮	
	して、効率よく廃棄・焼却する施	
	設の配置など	

国と地方自治体が連携して問 題を解決するべきです。

船橋市は国に問題提起をし、地 方自治体に与えられた権限を最 大限に活用して、市民が住みやす い魅力ある都市作りを目指して いただきたいと思います。